

**JST 大学発新産業創出プログラム（START）大学・エコシステム推進型
PARKS 起業活動支援プログラム
GAP ファンド、GAP NEXT**

募 集 要 項

I 目的

PARKS 起業活動支援プログラムは、起業に意欲的に取り組む教員等の自己の研究成果に基づく大学発ベンチャーの創出を促進することを目的に、GAP ファンドやインキュベーションプログラムを提供します。

※PARKS（Platform for All Regions of Kyushu & Okinawa for Startup-ecosystem：オール九州スタートアップエコシステムプラットフォーム）は主幹機関の九州大学、九州工業大学を含めた九州・沖縄の15の大学と、ベンチャーキャピタルである株式会社FFGベンチャービジネスパートナーズで設立されたプラットフォームです。

※GAP ファンドとは、大学等の研究成果が商業的に価値あるものか検証するための追加的研究や試作品開発等に供給する資金のことで、研究開発・検証と民間投資までのギャップを埋める資金をいいます。

II 概要

PARKS 起業活動支援プログラムでは GAP ファンドプログラム、GAP NEXT プログラムの2つのプログラムを実施します。

➤ GAP ファンドプログラム

研究成果実用化の構想・提案に対して、その可能性についての検証等を行うための資金を助成します。助成期間中に試作品を作製し、将来ターゲットになると想定される顧客から試作品の評価を受け、事業化の可能性を検証するプログラムです。

助成期間中は、PARKS 運営事務局がプログラム実施に係る指導・助言等（試作品開発のアドバイスや、評価を依頼する顧客の紹介、外部機関とのマッチング等）によりサポートいたします。

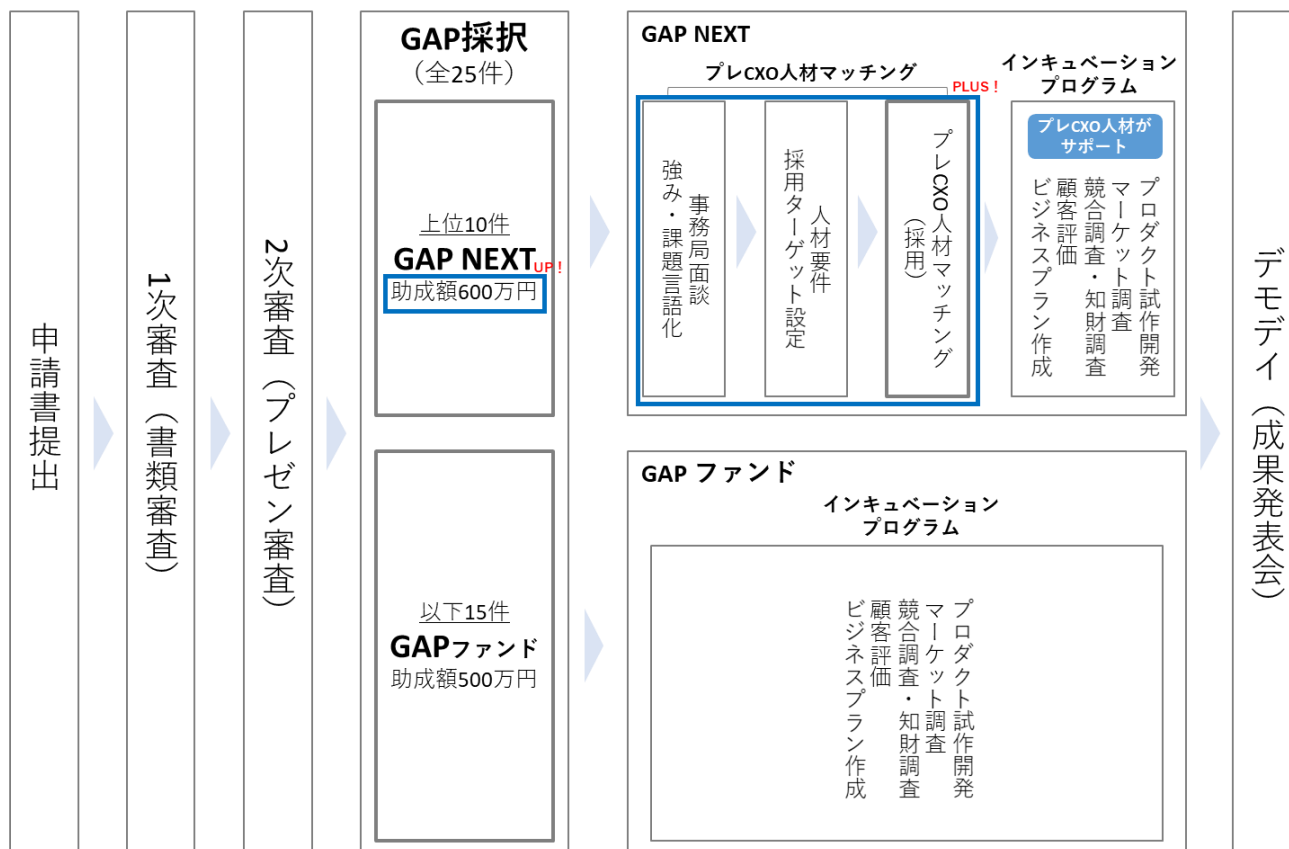
➤ GAP NEXT プログラム

「GAP ファンドプログラム」の上位プログラムであり、研究成果実用化の可能性や社会的インパクト等がより高いと評価された構想・提案に対して、資金面や人材面での手厚い支援を行います。採択チームには、GAP ファンドを上回る助成金の提供や事業化推進人材（通称プレ Cx0 人材）を配置します。

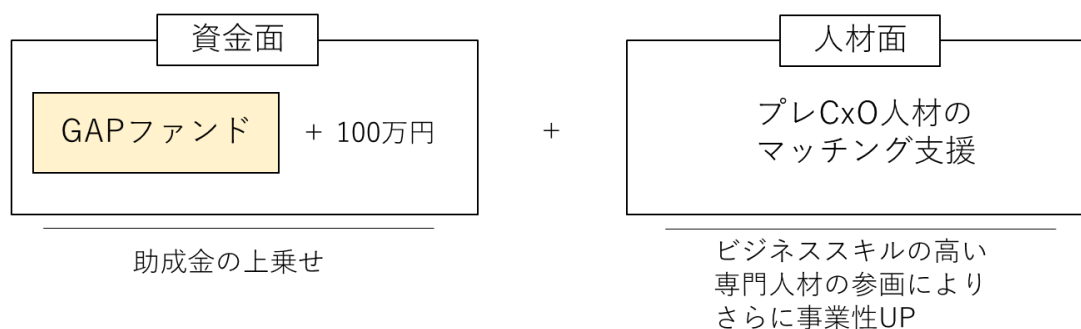
※Cx0 とは、CEO（Chief Executive Officer：最高経営責任者）や CFO（Chief Financial

Officer：最高財務責任者）など、「x」に代入される役割・業務における責任者の総称です。

【プログラムの全体イメージ】



✓ GAP NEXT



※プレ Cx0 人材について

ビジネスプラン構築やマーケティング調査など、主にビジネス面の検証を推進・サポートする人材です。GAP NEXT プログラムに採択された申請者チームはプレ Cx0 人材と連携しながら、より精度の高い検証を推進してください。既に、チーム内にCx0候補がいる場合でも、役割分担しながらビジネス面の検証を行うことが可能です。

採択チームは、PARKS 運営事務局や人材マッチング業者、プレ Cx0 人材候補者との面談等を行い、配置するプレ Cx0 人材を選定します。なお、プレ Cx0 人材候補者は、運営事務局が外部から様々なバックグラウンドや高いビジネススキルを持つ人材を外部から募集します。

助成期間中は、PARKS 運営事務局においてプログラム実施に係る指導・助言（試作品開発のアドバイスや、評価を依頼する顧客の紹介、外部機関とのマッチング等）に加えて、プレ Cx0 人材とのコミュニケーションをフォローしながらチーム体制をサポートします。

プレ Cx0 人材の配置期間は、原則事業年度までです。事業年度以降も引き続きチームメンバーとして協力したいなどの要望がある場合は、継続してサポートいただくことは可能ですが、運営事務局から人件費は拠出されません。

Ⅲ 採択件数・助成額

	GAP NEXT プログラム	GAP ファンドプログラム
採択件数	上位 10 件	最大 15 件
助成額 (研究開発費)	直接経費 600 万円/件 (間接経費 180 万円/件)	直接経費 500 万円/件 (間接経費 150 万円/件)
採択後の支援	・インキュベーションプログラムの提供 ・プレ Cx0 人材のマッチング	・インキュベーションプログラムの提供

※ 採択チーム決定後、研究代表者が所属する大学と JST の変更契約により、採択件数に応じた予算額が配分されます。

※ 応募状況もしくは評価点数に応じて、採択件数・助成額が変更となる場合があります。

※ 人件費（謝金を含む）および外注費の計上はそれぞれ助成総額の 50%以内までとします。

※ プレ Cx0 人材の人件費は運営事務局で負担致します。

Ⅳ 応募期間

2022 年 6 月 30 日（木）正午締切

Ⅴ 応募資格

（１）応募資格者

PARKS に参画している大学と雇用関係にある、または、修士課程、博士課程の学生で研究代表者として申請する者。

※ 研究代表者は以下の①～⑤の要件を全て満たすこと。

- ① 応募時点において、所属する国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等の研究者、または学生（修士課程、博士課程）であり、かつ研究開発課題の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。なお、技術シーズとは事業化を目指す上で必要となる研究成果等を指す。
- ② 技術シーズを利用したベンチャー企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ 技術シーズについては、本支援を通じて創出されるベンチャー企業の実施に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ プラットフォームが目指すエコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意思を有すること。
- ⑤ 学生（修士課程、博士課程）が研究代表者となる場合は、学生及び指導教員が双方署名の上、知的財産権の取り決めについて所属機関が合意することに関する確認書を提出していただきます。

※ 申請者を代表として、チームでの応募も可。

※ 雇用契約上の業務が限定されている方は、事前に応募資格を担当部署へ確認の上、申請してください。

※ 学部生は研究代表者になれません。教職員が代表のチームに学生が協力者として参加することは可能です。

(2) 応募の条件

応募にあたっては、次のすべての要件を満たすことを条件とします。

- ・ 起業に意欲があること
- ・ GAP NEXT プログラムに採択された申請チームは、プレ Cx0 人材と共に連携しながら事業化活動を推進すること
- ・ GAP ファンド、GAP NEXT それぞれのプログラムにおいて、PARKS 運営事務局が開催するインキュベーションプログラムに参加すること
- ・ GAP ファンド、GAP NEXT に関する PARKS 運営事務局からの協力要請・指導に応じること
- ・ JST からの協力要請・指導に応じること
- ・ 助成期間終了後、実施報告書を所定の期日までに提出し Demo Day にて報告を行うこと

VI 応募方法

- (1) 所定の申請書様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記の申請書提出先までメールにて提出してください。

【申請様式】

<https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/JF-UQARlh8zAlkcBVUyBJss8R8FkJHJ50YdWJ3WqhGKom>

【申請書提出先及び担当部署】

(所属) 国立大学法人長崎大学研究開発推進機構 FFG アントレプレナーシップセンター

(電話) 095-800-4121 (担当: 上條・田崎・原口)

(メール) ffgentre@ml.nagasaki-u.ac.jp

※本件応募を検討されている方は、書類提出前に本メール宛に応募意向につき事前連絡の程、どうぞよろしくお願い致します。

※別途、当該事業シーズに関する補足説明資料がある場合は、添付可能です。

資料は、第1次申請書の項目1.2.3.4の内容を補足するものに限りA4用紙5枚までとします。

※添付ファイルの容量が3MBを超える場合、ファイル共有サービス等を利用ください。

- (2) 提出の際は、標題に次のとおり記載してください。

「【所属・氏名】PARKS 起業活動支援プログラム申請」

- (3) 受領後、担当者より受領確認のメールを送付いたします。受領確認のメールが届かない場合は、上記申請書提出先まで電話にてご確認ください。

VII 選考方法

選考（1次・2次審査）は、PARKS 起業活動支援プログラム審査委員会において行います。

（１）審査方法

1次審査は書面審査、2次審査はプレゼンテーション形式により行います。

（2次審査ではプレゼンテーション資料を別途指定する様式にて提出していただきます。）

（２）審査基準

1次・2次審査は、次の観点により行います。

i) 事業目的・目標

- ・ 起業を目指す事業の着眼点（社会的課題等）や目標が明確にされており、大学として推進出来る内容であるか

ii) 事業内容・方法

- ・ 事業の目的と目標を達成するため、解決手段が明確であるか
- ・ 解決手段となるプロダクト試作開発等が明確に説明されているか

iii) 事業の革新性

- ・ 事業シーズが社会・市場に対してインパクトを与え、豊かな社会の実現へ大きく貢献する可能性があるか
- ・ 事業シーズあるいは、その展開方法が新しく、優れているか
- ・ 他者が簡単に参入できない戦略が備わっているか

iv) 競合他社との製品（サービス）の比較優位性

- ・ 技術の独自性が特許などの権利化で担保されているか
- ・ 他社製品・サービスの比較検討が十分か
- ・ 優位性（コスト、機能面）が明らかであるか

v) 想定顧客の評価

- ・ 顧客が明確に想定されているか
- ・ 顧客の評価ポイント（性能、価格、使い勝手等）が想定されているか

vi) 市場規模

- ・ 経済・市場動向や人口動態の変化、社会的意識の変化等、技術の置かれている外部環境の把握が適切であるか
- ・ 市場規模が十分にあり、当該事業によりシェアを獲得できる見込があるか。または、新規の市場であり、新たなビジネスを展開できるものか

vii) 事業計画の妥当性

- ・ 実用化可能性を検証するためのプロダクト試作と評価の計画（予算含む）が妥当であり、助成期間内で初期的な検証が実現できるか

viii) 申請チームおよび起業後の経営陣についての考え

- ・ 経営者候補など実用化を牽引する経営人材が見つまっているか
- ・ EL 人材がサポートを行っているか

Ⅷ 採択後の支援内容等

（１）助成金の執行

助成金は、採択後に提出いただく実施計画書に基づき、プログラム期間中に執行できます。

※助成金は、試作品の開発費（材料費・外注費等）、人件費、謝金、先行特許調査などの特許関連費（要相談）として使用できます。ただし、特許出願費用については原則間接経費から拠出いただきます。

（２）助成期間中の支援

PARKS 運営事務局による指導（集合研修形式）に基づいて、以下の事業化検討・準備に取り組んでいただきます。なお、必要に応じて、外部協力機関や顧客評価候補先の紹介など事業化活動にかかる支援を行います。

- 試作品の開発・作製
- 想定される顧客を選定し、試作品の評価
- ビジネスモデルの立案、事業計画を策定

また、プレ Cx0 人材が配置された申請チームはプレ Cx0 人材を中心にビジネスプラン構築やマーケティング調査などを行っていただきますが、随時、運営事務局や外部有識者（メンター）も交えながら内容について確認やアドバイス等を行います。

（３）助成期間終了後の評価等

助成期間終了後には実施報告書を作成・提出の上、実施報告会へ参加していただきます。実施報告会では、プレゼンテーション形式で実施内容とその成果を報告し、審査員による以下の評価を受けていただきます。

- ①当該事業が概ね予定どおりに実行できたかどうか
- ②事業化への可能性
- ③今後の方針について

（４）アフターフォロー

上記評価をもとに、助成期間終了後も以下の相談に対応します。

- ①事業化相談
- ②公募資金紹介・獲得支援
- ③外部専門機関への紹介・連携
- ④その他必要な手続や支援

Ⅸ スケジュール

- ・募集締切：2022 年 6 月 30 日（木）（第 1 次申請書の提出期限）
- ・1 次審査結果通知：2022 年 7 月 8 日（金）頃
- ・2 次審査用プレゼン資料締切：2022 年 7 月 15 日（金）
- ・2 次審査（プレゼン）：2022 年 7 月 18 日（月・祝）
- ・決定通知：2022 年 7 月 20 日（水）ごろ
- ・助成期間：2022 年 8 月下旬ごろ～2023 年 3 月 31 日（約 7 ヶ月間）
（ただし、計画書の承認状況により始期が前後する可能性があります。）
- ・実施報告書の提出期限：2023 年 3 月
- ・実施報告会の開催：2023 年 3 月

※上記スケジュールは、JST との契約等により変更される可能性があります。

※研究開発課題の決定から計画書の承認まで、取りまとめの状況等により前後する可能性はありますが、1 ヶ月～1.5 ヶ月程度の時間を要します。また、研究開発費の執行は、計画書の承認後に各機関で立替えを前提に可能となりますが、一部の機関においては、承認後でも入金までは執行ができない機関もございますのでご注意ください。

X 留意事項

(1) 試作やデータの取得などの検証等を外注する場合は、請負契約等（成果物等の権利、秘密保持などが明記されたもの）を必ず締結してください。

※研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する場合、直接経費での計上が認められます。

(2) 申請内容に審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査対象とならない場合があります。また、採択後に虚偽の記載があった場合は、採択を取り消すことがあります。この場合、虚偽の記載等を行った者については、本プログラムへの応募を一定期間制限します。

(3) 本プログラムによる成果は、各所属大学の知的財産取扱規則に規定される知的財産に該当する場合があります。学会発表・論文発表等により公開する場合は、所属機関に規定されている期間までに担当部署へ相談の上、必要に応じて同規則に基づく所要の手続きを行ってください。

(4) 学会発表・論文発表等で、成果を公表する際は、次のとおり、本プログラムの支援を受けた成果である旨を明記してください。論文投稿時も同様です。なお、本事業の体系的番号（10桁）は「JPMJST2281」です。

「本研究開発は、JST START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援（JPMJST2281）における、PARKS 起業活動支援プログラム・GAP ファンドプログラムの支援を受けたものです。」

「This research was supported by PARKS GAP fund program in JST START University Ecosystem Promotion Type (Supporting Creation of Startup Ecosystem in Startup Cities), Grant Number JPMJST2281, Japan.」

「本研究開発は、JST START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援（JPMJST2281）における、PARKS 起業活動支援プログラム・GAP NEXT プログラムの支援を受けたものです。」

「This research was supported by PARKS GAP NEXT program in JST START University Ecosystem Promotion Type (Supporting Creation of Startup Ecosystem in Startup Cities), Grant Number JPMJST2281, Japan.」

(5) 本プログラムで取り扱う技術内容・事業内容は基本的に外部に公開されません。参加メンバーには、プログラムの開始前に秘密保持に関する誓約書類へのサインをして頂きます。また、成果報告会では、公開可能な範囲内で発表していただきます。

(6) 過去、JST SCORE（チーム推進型）、JST START 事業に採択されたテーマもプログラムを終了している場合は申請が可能です。また、JST SCORE（拠点都市環境整備型）内の研究開発課題に採択されたテーマについても申請が可能です。再度支援を受けることで事業化に近づくことが見込まれることが前提になりますので、申請書等においてご説明ください。

(7) すでにベンチャーを起業した研究者は、そのベンチャー企業への技術移転が目的であれば本制度の趣旨と異なり、研究代表者とはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただく必要があります。

(8) 大学発新産業創出プログラム (START) 内における重複応募の制限は以下の表を参照ください。ただし、申請済み課題の不採択が既に決まっている、または実施中課題が終了し当該起業活動支援プログラムの実施期間と重複しない場合に限り、当該企業活動支援プログラムに申請可能です。

これから申請するプログラム 現在申請中・実施中のプログラム		起業実証支援	ビジネスモデル検証支援	SBIRフェーズ1支援		大学推進型内の研究開発課題	スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題
				起業による技術シーズの事業化を目指す場合	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合		
起業実証支援		×	×	×	○	×	×
ビジネスモデル検証支援		×	×	×	○	×	×
SBIRフェーズ1支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合	×	×	×	×	×	×
	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合	○	○	×	×	○	○
大学推進型内の研究開発課題		×	×	×	○	×	×
スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題		×	×	×	○	×	×

XI 問合せ先

本公募について不明な点については下記連絡先に問合せください。

(連絡先) PARKS 起業活動支援プログラム運営事務局

(メール) info@start-kyushu.com

問合せの多い質問については、Q&A を準備しています。下記 URL をご参照ください。

<https://docs.google.com/spreadsheets/d/12-uFPvK-eiIzDNWW-h3z3k6dm2ZiVsNUV4mbT17laVs/edit?usp=sharing>

以 上